

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

| 目次 | ページ |
|---|-----|
| 規 則 | |
| ○介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第1項ただし書及び第13条ただし書の別段の申出に関する規則..... (介護保険課) | 17 |
| ○介護保険法施行細則の一部を改正する規則..... (介護保険課) | 18 |
| 告 示 | |
| ○特定調達契約に係る入札の公告..... (道立病院管理室) | 19 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課) | 20 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業指導課) | 20 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) | 22 |
| ○道路の供用の開始..... (道路整備課) | 22 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (都市環境課) | 22 |
| 支庁告示 | |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示..... | 22 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告..... | 23 |
| 札幌医科大学告示 | |
| ○特定調達契約に係る資格に関する公示..... | 24 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告..... | 24 |
| 道選挙管理委員会告示 | |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正(2件)..... | 25 |
| 道公安委員会告示 | |
| ○警備員教育を行う者等を定める規程の規定に基づく都道府県公安委員会があらかじめ指定する者の告示..... | 27 |

規 則

介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第1項ただし書及び第13条ただし書の別段の申出に関する規則をここに公布する。

平成18年2月7日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第6号

介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第1項ただし書及び第13条ただし書の別段の申出に関する規則

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第10条第1項ただし書及び第13条ただし書の別段の申出は、別記様式の指定を不要とする旨の申出書によってしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

北海道知事 様

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第1項ただし書の規定により、次のとおり介護保険法等の一部を改正する法律附則第13条ただし書指定を不要とする旨申し出ます。

| | |
|----------------|---------------|
| 開 設 者 | 名 称 |
| | 施設種別 |
| | 所 在 地 |
| 管 理 者 | 氏 名 |
| | 住 所 |
| 申出に係る居宅サービスの種類 | 1 訪問看護 |
| | 2 訪問リハビリテーション |
| | 3 居宅療養管理指導 |
| | 4 通所リハビリテーション |
| | 5 短期入所療養介護 |

| | |
|------------------|-------------------|
| 申出に係る介護予防サービスの種類 | 1 介護予防訪問看護 |
| | 2 介護予防訪問リハビリテーション |
| | 3 介護予防居宅療養管理指導 |
| | 4 介護予防通所リハビリテーション |
| | 5 介護予防短期入所療養介護 |

備考 申出を行う居宅サービス又は介護予防サービスについて 印を付してください。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月7日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第7号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成11年北海道規則第87号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第107条第1項に規定する」を「、第107条第1項及び第115条の2第1項の」に、「に規定する許可に係る」を「の許可の」に改め、「介護保険施設」の次に「・指定介護予防サービス事業者」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

| | |
|------|--|
| 受付番号 | |
|------|--|

指定居宅サービス事業者
 指定居宅介護支援事業者
 介護保険施設
 指定介護予防サービス事業者

指定(許可)申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所
 申請者
 氏名

㊟
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

介護保険法第70条第1項(第79条第1項・第86条第1項・第94条第1項・第107条第1項・第115条の2第1項)の規定により、事業者(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

| | | | | | |
|----------|-------------------|-----------------------|---------------------------|------------------------------|----|
| 申請者 | フリガナ名 | | | | |
| | 主たる事務所の所在地 | (郵便番号 -) (ビルの名称等) | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 | |
| | 法人の種類別 | | | 法人所轄庁 | |
| 開設者 | 代表者の職・氏名(開設者の氏名) | 職名 | | フリガナ氏名 | |
| | 代表(開設)者の住所 | (郵便番号 -) (ビルの名称等) | | | |
| | 事業所等の所在地 | (郵便番号 -) (ビルの名称等) | | | |
| 指定を受けよう | 同一所在地において行う事業等の種類 | 実施事業 | 指定(許可)申請をする事業等(事業開始予定年月日) | 既に指定(許可)を受けている事業等(指定(許可)年月日) | 備考 |
| | 訪問介護 | | | | |
| | 訪問入浴介護 | | | | |
| | 訪問看護 | | | | |
| | 訪問リハビリテーション | | | | |
| | 居宅療養管理指導 | | | | |
| | 通所介護 | | | | |
| | 通所リハビリテーション | | | | |
| 短期入所生活介護 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------|--|
| と す る 事 業 所 ・ 施 設 の 種 類 | ビ ス | 短期入所療養介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 特定施設入居者生活介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 福祉用具貸与 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 特定福祉用具販売 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 居宅介護支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施 設 | 介護老人福祉施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 介護老人保健施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 介護療養型医療施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指 定 の 介 護 予 防 | 介護予防訪問介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 介護予防訪問入浴介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 介護予防訪問看護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 介護予防訪問リハビリテーション | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 介護予防居宅療養管理指導 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 介護予防通所介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 介護予防通所リハビリテーション | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 介護予防短期入所生活介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 介護予防短期入所療養介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 介護予防特定施設入居者生活介護 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | サ ー ビ ス | 介護予防福祉用具貸与 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 特定介護予防福祉用具販売 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護保険事業者番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (既に指定又は許可を受けている場合) | |
| 医療機関等コード | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考

- 「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。
- 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請（開設）者が認可等を受けた法人である場合は、その主務行政庁の名称を記入してください。
- 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定等を受けているものについて、該当欄に「 」を記入してください。
 なお、今回の申請に係る指定があったものとみなされる事業については、「実施事業」欄に「みなし」と記入してください。

5 「指定（許可）申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始（開設）予定年月日を記入してください。

6 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関等コードが付番されている場合には、そのコードを「医療機関等コード」欄に記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の介護保険法施行細則第2条に規定する手続（介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「改正法」という。）附則第15条の規定により改正法の施行の日前において行う改正法第3条の規定による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の申請（特定福祉用具販売に係るものに限る。）及び同法第115条の2第1項の申請に係るものに限る。）は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の介護保険法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の介護保険法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第91号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年2月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
- 調達をする物品等の名称及び数量

| | |
|---------------|----------------------|
| ア 調達をする物品等の名称 | 重油（JIS 1種2号）1ℓ当たりの単価 |
| イ 数量 | 調達予定数量 2,900,000ℓ |
 - 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - 契 約 期 間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
 - 納 入 場 所 北海道立江差病院ほか6道立病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項に定める石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。
 - (4) 当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成18年2月7日から28日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部道立病院管理室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部道立病院管理室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館地下1階 会議室
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 北海道保健福祉部道立病院管理室)
 - (2) 入札日時 平成18年3月22日 午前11時(送付による場合は、平成18年3月20日までに必着)
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部道立病院管理室
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、入札金額(単価)が北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和43年北海道規則第40号)第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則(昭和45年北海道財務規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 25-871

10 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured:a unit price per liter of Fuel oil, JIS class 1 No. 2, approximately 2,900,000 liter.
- B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., March 22, 2006.
- C . Contact : Office Prefectural Hospital Management, Department of Health welfare, Hokkaido Government, Nishi 6-chome Kita 3-jo, Chuoku, Sapporo, 060-8588, Japan. Phone : 011-231-4111 Extension 25-871

北海道告示第92号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成18年1月30日、沼田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年2月7日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第93号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年2月7日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 調達をする物品等の名称 船舶用燃料及び潤滑油

(ア) A重油 J I S 1種2号 1ℓ当たりの単価

(イ) 軽油 J I S 2号 同

(ウ) 潤滑油

a シェルリムラF B30又は同等品 同

b シェルリムラF B40又は同等品 同

c シェルロテラS X40又は同等品 同

イ 数量(調達予定数量)

(ア) A重油 J I S 1種2号 1,185,000ℓ

(イ) 軽油 J I S 2号 910,000ℓ

(ウ) 潤滑油

a シェルリムラF B30又は同等品 13,750ℓ

b シェルリムラF B40又は同等品 8,000ℓ

c シェルロテラS X40又は同等品 4,500ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。

(3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 納入場所 稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、浦河港、十勝港、釧路港、根室港及び紋別港

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(4) 船舶用燃料及び潤滑油は、次に掲げる港で給油可能なこと。
稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、浦河港、十勝港、釧路港、根室港及び紋別港

(5) A重油と軽油の給油に際しては、1回の給油量が3,000ℓ以上可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成17年2月8日から25日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部漁業指導課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎10階 水産林務部1号
会議室(郵便等による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中
中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課)

(2) 入札日時 平成18年3月27日(月)午後1時30分(送付による場合は、
必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量50gに見合う郵
便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道水産林務部漁業指
導課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次によ
る。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道水産林務部漁業指導課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5486

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured, Fuel and lubricant for
marine engine

- a . Nature : a unit price per liter
 - (a) Fuel oil A (JIS class 1, No. 2)
 - (b) Gas oil (JIS No. 2)
 - (c) Lubricant (Shell Rimura FB30 or equivalent)
 - (d) Lubricant (Shell Rimura FB40 or equivalent)
 - (e) Lubricant (Shell Rotella SX40 or equivalent)
- b . Quantity :
 - (a) Approximately 1,185,000 liter fuel oil A (JIS class 1, No. 2)
 - (b) Approximately 910,000 liter gas oil (JIS No. 2)
 - (c) Approximately 13,750 liter lubricant (Shell Rimura FB30 or equivalent)
 - (d) Approximately 8,000 liter lubricant (Shell Rimura FB40 or equivalent)
 - (e) Approximately 4,500 liter lubricant (Shell Rotella SX40 or equivalent)
- B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., March 27, 2006
- C . Contact : Fisheries Guidance Division, Department of Fisheries and Forestry,
Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, kita 3-Jo, Chuou-Ku, Sapporo,
Hokkaido 060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5486

北海道告示第94号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年2月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡厚岸町系魚沢761(次の図に示す部分に限る。)、
762
- 2 指 定 の 目 的 霧害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年2月7日

北海道知事 高橋 はるみ

| | | |
|----------|--|------------|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 道道 厚岸標茶線 | 川上郡標茶町字中チャンベツ672番13地先から 川上郡標茶町字中チャンベツ672番13地先まで | 平成18. 2. 7 |

北海道告示第96号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成18年2月7日

北海道知事 高橋 はるみ

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 1 施 行 者 の 名 称 | 倶知安町 |
| 2 都市計画事業の種類及び名称 | 倶知安都市計画道路事業(3・4・12号北3条西通) |
| 3 事 業 施 行 期 間 | 平成11年5月18日から平成19年3月31日まで |
| 4 事 業 地 収 用 の 部 分 | 変更なし |

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第3号

次により、一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年2月7日

北海道網走支庁長 猪俣 茂 樹

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
道道紋別丸瀬布線 道路改良(金八トンネル)工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成18年1月30日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 大林・東急・宮坂特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組
 - (2) 住 所 大阪府大阪市中央区北浜東4番33号
- 4 落札金額

4,079,250,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成17年12月13日付け北海道網走支庁告示第7007号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び住所

(1) 名称 北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目

北海道釧路支庁告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年2月7日

北海道釧路支庁長 高原 陽 二

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

複写機等（白黒機）の賃貸借 5台（1台当たりの基本料金及び複写料金1枚当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成18年4月3日から平成21年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 北海道釧路支庁（北海道釧路市浦見2丁目2番54号）の各課（地域政策課、環境生活課、林務課、水産課及び調整課）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること（平成17年北海道告示第9号の第7又は平成18年北海道告示第23号の第7の規定により、物品の購入（複写サービスに係るものに限る。）の資格を有するため、物品の賃貸借（複写機に係るものに限る。）の資格を有するとみなされた者を含む。）。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者で

あること。

3 条件付一般競争入札資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成18年2月7日から3月14日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 北海道釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路支庁総務部会計課出納需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁総務部会計課出納需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁庁舎3階会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8588 北海道釧路支庁総務部会計課）

(2) 入札日時 平成18年3月22日（水）午後2時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、(1)の場所に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、(1)の場所に電子メール（メールアドレス：kushiro.kaikeil@pref.hokkaido.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 すべての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額。)が最低である者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路支庁総務部会計課出納需品係
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-8588 北海道釧路市浦見2丁目2番54号
電話番号 0154-43-9133

10 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured :
Rease contract of Black-and-White Copying Machine and accompanying items 5
- B . Bid tendering date and time : 2:00 P. M., March 22, 2006
- C . Contact :
Accounting Division, General Affairs Department, Kushiro Subprefectural Office,
Hokkaido Government, 2-54, Urami 2 Chome, Kushiro, Hokkaido, Post code 085-8588,
Japan.
Phone 0154-43-9133

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第5号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成18年2月7日

札幌医科大学長 今井浩三

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成18年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成18年2月7日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医

療廃棄物処理業務委託契約

- (2) 資 格 医療廃棄物処理業務委託の資格(以下「資格」という。)
- (3) 特定役務の種類 医療廃棄物処理業務委託

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第1項及び第4項の規定に基づく許可を受けている者であること。
- (2) 平成18年1月1日現在において、(1)の許可を受けて引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (3) 資本金の額が1,000万円以上並びに作業員及び運転手を常時5名以上雇用していること。
- (4) 1日当たり1,300キログラム以上の処理能力を有する設備を有していること。
- (5) 屋根付きボックスタイプの収集運搬車を有していること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成18年2月9日から20日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局総務課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、(2)、4の(1)、(3)、5の(1)及び(2)による。

札幌医科大学告示第6号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年2月7日

札幌医科大学長 今井浩三

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 調達をする特定役務の名称 札幌医科大学医療廃棄物処理業務
(ア) 感染性廃棄物 1ℓ当たりの単価

- (イ) 非感染性廃棄物 1ℓ当たりの単価
イ 数 量
- (ア) 感染性廃棄物 調達予定数量 1,195,000ℓ
(イ) 非感染性廃棄物 調達予定数量 878,800ℓ
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
(4) 履行場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成18年札幌医科大学告示第5号1の(2)に規定する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟1階
会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8556 札幌市中央区南
1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課)
- (2) 入札日時 平成18年3月22日 午前10時30分(送付による場合は、平成18年
3月22日午前10時30分までに必着のこと。)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信
用封筒(あて先を明記したもの)及び重量70gに見合う郵便料金に
相当する郵便切手を添えて、札幌医科大学事務局総務課に申し込む
こと。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第
1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限
る。)をした者のうち、入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて
得た合計金額)が最低である者を落札者とする。
- 8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(9)、(11)及び(13)によるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 札幌医科大学事務局総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011-611-2111 内線 2114

9 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured
a . The processing of the medical wastes at Sapporo Medical University
(a) The infective medical wastes 1 liter unit price : yen
(b) The uninfected medical wastes 1 liter unit price : yen
b . quantity
(a) The infective medical wastes Expected quantity 1,195,000 liter
(b) The uninfected medical wastes Expected quantity 878,800 liter
B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., March 22, 2006
(If mailed, bids must arrive no later than 10 : 30 A. M., March 22)
C . Contact : General Affairs Office, Administration, Sapporo Medical University
Nishi 17-chome, Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan.
Phone : 011-611-2111 Extension 2114

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、自由民主党北海道渡島支庁第一支部 会計責任者 吉崎 秀勝から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成15年北海道選挙管理委員会告示第60号)の一部を次のとおり訂正する。

平成18年2月7日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

1 . (1) の 表 中

| | | | | | | | |
|---------|------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 「 | | | | | | | |
| | 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | H15.02.10 | 20,733,764 | 329,222 | 20,404,542 | 20,594,551 | |
| 139,213 | | | 1,000,000 | 19,104,440 | 200,000 | 20,304,440 | 20,304,440 |
| 」 | | | | | | | |

を

| | | | | | | |
|------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | H15.02.10 | 24,733,764 | 329,222 | 24,404,502 | 20,594,551 | |
| 4,139,213 | | 1,000,000 | 23,104,440 | 200,000 | 24,304,440 | 24,304,440 |

に改める。

1.(2)の表中

| | | | | |
|------------------|----------|-------------|---------|--------|
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | 法人その他の団体 | (株)富士サルベージ | 110,000 | 函館市 |
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | 政治団体 | 北海道山林種苗政治連盟 | 200,000 | 札幌市中央区 |

を

| | | | | |
|------------------|----------|-------------|-----------|--------|
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | 法人その他の団体 | (株)富士サルベージ | 110,000 | 函館市 |
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | 法人その他の団体 | 慈愛会病院 | 4,000,000 | 函館市 |
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | 政治団体 | 北海道山林種苗政治連盟 | 200,000 | 札幌市中央区 |

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、自由民主党北海道渡島支庁第一支部 会計責任者 金丸 郁朗、神田こうじ連合後援会 会計責任者 永田 正記、北村直人昭和地区連合後援会 会計責任者 内藤 佐太郎から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成16年北海道選挙管理委員会告示第102号)の一部を次のとおり訂正する。

平成18年2月7日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋 良三

1.(1)の表中

| | | | | | | |
|------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | H16.01.27 | 23,439,238 | 139,213 | 23,300,025 | 22,876,987 | |
| 562,251 | | 400,000 | 17,500,000 | 400,000 | 18,300,000 | 18,300,000 |

を

| | | | | | | |
|------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | H16.01.27 | 29,439,238 | 4,139,213 | 25,300,025 | 22,876,987 | |
| 6,562,251 | | 400,000 | 19,500,000 | 400,000 | 20,300,000 | 20,300,000 |

に改める。

1.(2)の表中

| | | | | | |
|------------|--|--|------------|-----------|-------|
| 11,116,210 | | | 11,116,210 | 1,050,000 | を |
| 10,434,445 | | | 10,434,445 | 1,731,765 | に改める。 |

を

| | | | | | |
|---------------|-----------|--------|--------|--|--------|
| 北村直人昭和地区連合後援会 | H16.03.31 | 59,857 | 59,867 | | 54,029 |
| 5,828 | を | | | | |
| 北村直人昭和地区連合後援会 | H16.03.31 | 59,857 | 59,867 | | 5,828 |

54,029

に改める。

| | | | | | |
|--------|--|--------|---|--|--|
| 54,029 | | | | | |
| | | 54,029 | を | | |

| | | | | | |
|-------|--|-------|-------|--|--|
| 5,828 | | | | | |
| | | 5,828 | に改める。 | | |

1.(2)の表中

| | | | | |
|------------------|----------|---------|---------|--------|
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | 法人その他の団体 | 三光工業(株) | 120,000 | 函館市 |
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | 政治団体 | 北海道医師連盟 | 200,000 | 札幌市中央区 |

を

| | | | | |
|------------------|----------|---------|-----------|--------|
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | 法人その他の団体 | 三光工業(株) | 120,000 | 函館市 |
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | 法人その他の団体 | 慈愛会病院 | 2,000,000 | 函館市 |
| 自由民主党北海道渡島支庁第一支部 | 政治団体 | 北海道医師連盟 | 200,000 | 札幌市中央区 |

に改める。

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第13号

警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年国家公安委員会告示第21号。以下「告示」という。）第1条第4号及び第3条第5号に規定する都道府県公安委員会があらかじめ指定する者に、指定期間において次に掲げる者を含むこととしたので告示する。

平成18年2月7日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

1 告示第1条第4項の基本教育を行うについて十分な能力を有する者

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者（警備員教育を行う者等を定める規程の一部を改正する規程（平成17年国家公安委員会告示第29号。以下「改正告示」という。）による改正前の告示（以下「旧告示」という。）第1条第2号に当たるとして改正告示の施行の際現に基本教育を行っていた者が継続して基本教育を行う場合に限る。）

(2) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの（旧告示第1条第3号に当たるとして改正告示の施行の際現に基本教育を行っていた者が継続して基本教育を行う場合に限る。）

2 告示第3条第5項の業務別教育を行うについて十分な能力を有する者

(1) 旧1級検定に合格した者（旧告示第3条第2号に当たるとして改正告示の施行の際現に当該検定に係る警備業務に係る業務別教育を行っていた者が継続して当該警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）

(2) 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの（旧告示第3条第3号に当たるとして改正告示の際現に当該

検定に係る警備業務に係る業務別教育を行っていた者が継続して当該警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）

3 指定期間

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）の施行の日（平成17年11月21日）から1年を経過する日までの間

正 誤

平成18年1月27日（第1742号）

北海道告示第65号（道路の供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

| | | |
|-----|-------|-------|
| ページ | 欄 | 行 |
| 38 | 左 | 3 |
| 誤 | 1304番 | 3地先から |
| 正 | 1304番 | 4地先から |

